

加入者入れ替え(申込保険金 変更あり)

ステップ 1 加入者証等で、現在のご加入状況をご確認いただき、再度、資格要件、保障内容(パンフレット参照)等をご確認ください。

資格要件	(公社)東京都宅地建物取引業協会の会員企業の役員・従業員の方で、新規加入・増額は年齢65歳6ヵ月超～満79歳以下の方 ※ 告知内容により、ご加入が出来ない場合があります。
------	--

ステップ 2 「申込書兼告知書」をお取り寄せください。

申請用紙でFAXにてご依頼ください。関係書類を送付いたします。

ステップ 3 「申込書兼告知書」に脱退、加入される方の氏名等をご記入・ご捺印いただき、申込保険金額を増額希望される場合、追加掛金をお振込みください。

【増額の場合】

本制度は毎年4月1日を更新日とし、自動更新される保険期間1年の普通傷害保険です。申込保険金額に対する掛金(年額)は下記の通りです。

口 数	1口	2口
申込保険金額 (万円)	400	800
掛金 (年額:円)	6,600	13,200

期の途中で増額される場合、「申込書兼告知書」のご提出と共に、提出された日の翌月から3月31日までの月割「掛金」が必要です。

入れ替え・保障額増減発生希望日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
掛金(円):振込金額 (増口の場合) ②1	6,600 ②2	6,050	5,500	4,950	4,400	3,850	3,300	2,750	2,200	1,650	1,100

②1: 3月までの月数、増口数に乗じた金額をお振り込み下さい。

②2: 4月1日効力発生分については、3月22日に年間掛金として口座から振り替えます。
(掛金振込不要)

お振り込みに当たってのお願い

- ・振込手数料は会員様負担となります。
- ・お振込の際、振込人氏名の前に「宅建免許番号」を入力してください。

【例】 現在、保障額400万円(1口)で加入されている方が退職され、10月1日から入社される方の保障額を800万円(2口)にする場合
3,300円(月割掛金)×1口(増口分)=3,300円のご入金(振込)

【減額の場合】

効力発生日から未経過期間の掛金については、貴社が事務局に届出している「預金口座」に返金いたします。

ステップ 4 関係書類(①申込書兼告知書、※②掛金振込を証する書面のコピー)を返信用封筒に入れ、書類締切日までに到着するようご投函下さい。

※② 増口の場合ご提出ください。

事務局「掛金」の入金確認(増口の場合)が取れ、かつ、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、翌月の1日から効力が生じます。

関係書類 締切日 ③3	2月20日 ④4	4月20日	5月20日	6月20日	7月20日	8月20日	9月20日	10月20日	11月20日	12月20日	1月20日
効力発生日(入れ替え・増額)発生日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日

③3: 締切日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌月曜日を期日とします。

④4: 4月1日効力発生分については、年度末事務処理のため締切日を早めます。

【例】 10月1日から入れ替えに伴う新たな保障を希望される場合
「9月20日」までに関係書類を提出。